

実務経験証明書の書き方：試験合格（一般用電気工作物等の工事に従事した場合）

実務経験証明書

氏名・フリガナ・住所は、「住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類」と同じ内容を記入してください。  
いわゆる「外字」は、簡単な漢字に置き換えて記載することもできます。

生年月日は、「住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類」と同じ内容を記入してください。

|      |  |      |           |
|------|--|------|-----------|
| フリガナ | デンキユウ コウイチ   | 生年月日 | 昭和44年1月1日 |
| 氏名   | 電球 光一  |      |           |
| 住所   | 〒330-9301<br>さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号<br>(電話 048-830-8435) |      |           |

日中、連絡のできる電話番号を記入してください。

**(注意点)**  
この記入例は、あくまでも一例です。

|                |     |                                |
|----------------|-----|--------------------------------|
| 現在の勤務先の名称及び所在地 | 名称  | 輝々電機株式会社 (電話 048-***-****)     |
|                | 所在地 | 〒330-0062<br>さいたま市浦和区仲町3丁目5番8号 |

実務経験の期間及び内容

| 勤めている(務めていた)事業者           | 期間                               | 従事した実務の内容                                       |
|---------------------------|----------------------------------|---|
| 有限会社輝々電機                  | 平成30年3月22日                       | 第二種電気工事士免状取得                                    |
| (R2年4月1日組織変更)<br>輝々電機株式会社 | 平成30年4月1日<br>～<br>令和4年1月1日<br>現在 | 左記の期間、一般用電気工作物等の工事に従事した。<br>※令和3年1月第一種電気工事士試験合格 |

第二種電気工事士免状の取得時期を記入してください。

個別の工事を記入する必要はありません。

第二種電気工事士免状取得後の実務経験が3年以上必要です。

|      |      |
|------|------|
| 通算期間 | 3年 月 |
|------|------|

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

令和5年 1月 4日 (担当者名: )  
所在地 〒330-0062 (担当者連絡先: )  
さいたま市浦和区仲町3丁目5番8号  
氏名又は名称 輝々電機株式会社

申請に際して、証明書の真正性を確認するため、証明者に問い合わせます。

証明書の作成に携わった方の連絡先を記入してください。

上記の実務経験を積んだ事業者の代表者(代表取締役等)が証明してください。代表者印の押印は、必要ありません。  
代表者以外(工場長・支店長など)が証明する場合は、代表者が交付した委任状を添えてください。

代表者氏名(法人以外の場合にあっては任命権者等の氏名)  
代表取締役 実務 或蔵

電気工事業法の登録・届出をしている事業者が証明書を作成する場合は、登録・届出のどちらか一方を「○」で囲んでください。

電気工事業法の登録・届出をしている事業者が証明書を作成する場合は、登録証・届出受理通知書に記載されている登録(整理)番号※を必ず記入してください。

登録(整理)番号※ ( 埼玉県知事 登録 届出 第 号 )

※ 電気工事士免状番号、建設業許可の通知書に記載されている許可番号、東京電力の電気工事店登録番号ではありません。

(備考) この用  
※ 電気工事業  
※ 登録・届出  
※ 担当者名・  
◆ また、実務  
登録・届出をしている行政庁を記入してください。(埼玉県知事、経済産業大臣等)  
届出受理通知書に記載されている登録(整理)番号を記入してください。(電気番号、東京電力の電気工事店登録番号ではありません。)  
連絡先を記入してください。この証明書の真正性を問い合わせます。

電気工事業法の一般用電気工作物等や契約電力が500kW未満の自家用電気工作物の工事に関する実務経験は、電気工事業法の登録や届出をしている事業者が証明する工事です。